

米国による北朝鮮のテロ支援国家再指定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年十一月二十二日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



米国による北朝鮮のテロ支援国家再指定に関する質問主意書

本年十一月二十日、米国のトランプ大統領は北朝鮮をテロ支援国家に指定することを発表しました。

米国は一九八七年十一月の大韓航空機爆破事件を受けて、翌年一月に北朝鮮をテロ支援国家に指定しました。この指定は、二十年後の二〇〇八年六月に北朝鮮が核計画の申告を提出したことを受けて、同年十月に解除されています。米国による北朝鮮のテロ支援国家再指定について質問します。

一 政府は、米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定した理由をどう認識していますか。テイラソン國務長官は、金正男氏殺害事件を例示していますが、同時に「その他の事案」もあげています。「その他の事案」に拉致問題もふくまれているのでしょうか。政府は、「その他の事案」に拉致問題もふくまれているかどうかを米国政府に問い合わせましたか。問い合わせた場合には、その回答も併せてお示し下さい。

二 トランプ大統領は「今回の指定は北朝鮮及び北朝鮮に関連する者に対して更なる制裁及び罰則を科し、殺戮的な体制を孤立させるための最大限の圧力を加える政策を支えるものである」旨語りました。政府は、この方針に対応して「更なる制裁及び罰則を科し」ていく予定ですか。その予定である場合、具体的な「制裁及び罰則」も併せてお示し下さい。

右質問する。

